

令和6年3月27日

既存住宅状況調査技術者 各位

国土交通省既存住宅状況調査技術者講習実施機関登録第2号  
公益社団法人 日本建築士会連合会

令和6年能登半島地震による災害に伴う  
既存住宅状況調査技術者講習の修了証明書の有効期間の延長等について

令和6年能登半島地震による災害が極めて甚大であることに鑑み、既存住宅状況調査技術者講習（以下「講習」という。）について、既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成29年国土交通省告示第81号）の改正及び令和6年国土交通省告示第143号の制定により、令和6年能登半島地震による災害を事由とする修了証明書の有効期間の延長等の措置が行われることとなった旨、国土交通省より通知されました。

つきましては、下記1. に該当する既存住宅状況調査技術者（以下「技術者」という。）におかれましては、修了証明書の有効期間の延長等について、下記2. のとおり取り扱われますので、ご承知おきいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 修了証明書の有効期間が延長される技術者

令和6年能登半島地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域  
（【参考】に示す区域。以下「対象区域」という。）内に住所を有する技術者のうち、  
修了証明書の有効期間が令和6年3月31日までである者

2. 修了証明書の有効期間の延長等に係る取扱い

(1) 対象者への通知

当会に登録されている自宅住所が対象区域に所在する技術者には、現在有効な修了証明書の有効期間が7月31日まで延長される旨をメールで通知します。

(2) 有効期間が延長される修了証明書・登録証

現在有効な修了証明書・資格者証に記載の有効期間は、「令和6年7月31日まで」と記載されているものとみなします。なお、有効期間の記載を更新した修了証明書の再交付を希望する場合は、登録情報変更届 兼 修了証明書など再交付申請書をご提出ください。

この場合、所定の再交付料（2,000 円）として手数料がかかります。

<現住所を示す書類>

- ・運転免許証の写し（現住所が裏面に記載の場合は、裏面の写しも添付）
- ・マイナンバーカードの写し
- ・パスポートと住民票の写しの両方

### （3）延長期間の更新講習

修了証明書の有効期間が延長される技術者は、延長後の有効期間の満了日間の令和6年4月から7月（講習期間7月1日～30日）の更新講習を受講することができます。この場合、講習の修了により交付される修了証明書の有効期間は、令和9年3月31日までとなります。

上記いずれかの更新講習の受講をお申込みの際は、  
当会HPの申込フォームよりお申込み下さい。

<https://aba-svc.jp/house/viewkaijyou.php>

7月の更新講習が最終講習となります（8月以降の更新講習は受講できません。新規講習を受講していただくこととなります）ので、お早めに受講していただくことを推奨します。

お申込みの締切日は、受講日の各締切日となっておりますので、ご注意ください。

※ 修了証明書の有効期間が延長された期間に受講する講習は、新規講習を選択することもできます。この場合、講習の修了により交付される修了証明書の有効期間は、通常どおり令和10年3月31日までとなります

**【参考】**

○令和6年能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（令和6年3月7日現在）

- ・新潟県：新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町  
（13市1町）
- ・富山県：富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町  
（9市3町1村）
- ・石川県：金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町  
（10市7町）
- ・福井県：福井市、あわら市、坂井市（3市）

※ 最新の適用区域は、内閣府（防災担当）のHPをご確認ください。

<http://www.bousai.go.jp/index.html>